

# サウジアラビア民法（4）： 建設契約に関する法律の解説シリーズ

## 例外的な予見不可能な状況と建設契約 におけるリスクの再配分

Pinsent Masons LLP

サウジアラビア民法：

サウジアラビアの民事取引法(民法)は、この地域の他の民法典と同様に、契約締結時に予測できなかった例外的な状況の影響を是正するためのさまざまな手段を当事者に提供しています。

グローバルなショックや予見不可能な出来事が多発する時代において、従来のリスク評価では予想できない状況にさらされることは、建設業界の関係者にとって重大なリスクです。サウジアラビアの建設会社は、海外の労働力、プラント、資材の供給に高く依存しているため、予測不可能な世界情勢がもたらす問題の影響を特に受けやすいです。これに関連して、サウジアラビア民法第97条および第471条(3)は、予期せぬ負担の大きい契約上の義務を是正し、契約上のリスクを再配分するための貴重な手段を当事者に提供しています。

建設業界が直面している世界的な問題の影響を乗り越えるために、サウジアラビア当局は民法の規定により、適切な契約の枠組みを提供して、公平な建設慣行を支援しようとしています。

---

このトピックの詳細を読む

- [サウジアラビアの民法（1）：建設契約に適用される一般原則](#)
  - [サウジアラビアの民法（2）：建設契約における「誠意」](#)
  - [サウジアラビアの民法（3）：建設プロジェクトへの利子請求権の問題](#)
-

## 第 97 条の影響

第 97 条は、契約締結時に状況が予見不可能だったことを前提に、「社会全般に影響を及ぶ例外的な状況」が発生した場合に救済するための道を提供します。これは最優先事項であり、この規定に反する契約条項は無効と見なされることを意味します。

状況が「全般に影響を及ぶ」ためには、契約当事者だけでなく、一般大衆、または少なくとも幅広い人々に影響を与える必要があります。そのような状況が発生した場合、特定の契約上の義務の履行によって「法外/多額の損失」等を含む当事者に重大な脅威が発生する必要があります。「法外な/多額の損失」の閾値はケースバイケースで異なり、民法では解釈に関するガイダンスは提供されていませんが、裁判所が項目ごとではなく、契約の全体的な価値の文脈や、会社全体の価値と比較して閾値を検討する可能性があります。

一例を挙げると、戦争後にアルミニウム建設部品のコスト上昇に直面した場合、第 97 条に依拠しようとする当事者は、次の証拠を求められる可能性があります。戦争が部品の価格をどのように上昇させたか、なぜ影響を受けた当事者が、戦争が始まる前に部品を輸入できなかったのか、または適切な代替品を調達できなかったのか、なぜ、高騰した価格で部品を輸入し続けると、法外な損失が発生するのか、また、その当事者は、契約締結時に戦争が予見できなかったなどの理由を立証する必要があります。

このような状況の場合、当事者は、その相手方と負担の大きい契約条件の再交渉を求めることができます。ただし、再交渉の要求をすることで、要求当事者が義務の履行を停止できることではありません。また交渉する場合は、当事者は、単に交渉するだけでなく、「誠意を持って」交渉することが期待されます。誠意ある交渉を怠った場合は、損失を適切に軽減できなかった場合、その当事者は損害賠償請求を受ける可能性があります。

当事者が義務を再交渉できない場合は、裁判所は義務を合理的なレベルに回復する権限を有しており、その結果、当事者が世界的なショックに対処するための費用を「分担」したり、その当事者が過度に厄介な義務の遵守を免除されたりする可能性があります。

## 第 471 条(3)の影響

第 471 条(3)は、民法のムカワラ条項（請負契約）に含まれており、建設契約を含む「物を作り、または何らかの作業を行う」契約を具体的に扱っています。第 97 条と同様に、第 471 条(3)は、予見不可能な「社会全般に影響を及ぶ例外的な状況」の結果に対処しようとしています。

第 97 条に関して上記で論じた考慮事項の多くは、第 471 条(3)にも同様に適用されます。しかし、第 97 条とは異なり、第 471 条(3)は、例外的な状況が請負業者と発注

者の義務の間の契約上のバランスを著しく損ない、契約の財務見積もりの基礎を損なう場合に救済を提供します。本条に基づく救済を求める当事者は、入札価格または契約価格に組み込まれた単価を考慮し、例外的な状況によって基礎となる仮定がどのように損なわれているかを示す必要があるかもしれません。

上記の第 97 条で説明した例を用いると、これは、次のことを証明することによって達成される可能性があります。：当事者の契約単価は、インフレなどの通常の契約関係の過程で予想される潜在的なリスク要因を十分に考慮していたこと、その見積もりは、世界的な供給サイドのショックを引き起こす戦争は考慮していなかったこと、また、入札の時点では戦争は予見できなかったこと。

このような状況では、裁判所は契約上のバランスの回復を命じる権利があります。その過程で、第 471 条 (3) は、裁判所が当事者に期間の延長、契約価格の増減、または契約の終了を命じることができることを具体的に想定しています。注目すべき点は、第 97 条と比較して、第 471 条 (3) は、当事者が裁判に進む前に、救済の交渉を試みる必要はないとしているが、「義務事項」も規定されていないため、契約当事者が明示的に契約書に記載しておくことで、第 471 条 (3) の運用を除外できる可能性があります。

ネズリーン・オスマン、マーク・レーモント、メリッサ・マクラレン、ジャック・ティヴィー、ザイド・アブ・ダハブが共同執筆 (ピンセント・メイソンズ)。  
翻訳者：カーラ・ハワード。



**Pinsent Masons**

**Produced and translated by:**

**Co-authored by:**

**サウジアラビア民法：  
建設契約に関する法律の  
解説シリーズ (全6回)**

|   |  |   |  |  |
|---|--|---|--|--|
| <br><b>Karah Howard</b><br>Partner, Hong Kong<br>APAC lead of Japanese<br>Client Group<br>+852 2294 3337<br>Karah.howard@<br>pinsentmasons.com | <br><b>Nesreen Osman</b><br>Partner, Dubai<br>+971 4373 9766<br>nesreen.osman@<br>pinsentmasons.com | <br><b>Mark Raymont</b><br>Partner, Dubai<br>+971 4373 9630<br>mark.raymont@<br>pinsentmasons.com | <br><b>Melissa McLaren</b><br>Senior Practice Development<br>Lawyer, Dubai<br>+971 4373 9710<br>melissa.mclaren@<br>pinsentmasons.com | <br><b>Jack Tivey</b><br>Associate, Dubai<br>+971 4373 9710<br>jack.tivey@<br>pinsentmasons.com |
|---|--|---|--|--|